

## 令和7年第7回美幌町議会臨時会会議録

令和7年11月28日 開会

令和7年11月28日 閉会

令和7年11月28日 第全号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第 3 議案第 57 号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
(委員会報告)
- 日程第 4 議案第 58 号 美幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について  
(委員会報告)
- 日程第 5 議案第 59 号 美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例制定について (委員会報告)
- 日程第 6 議案第 60 号 美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について (委員  
会報告)
- 日程第 7 議案第 61 号 美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定  
について (委員会報告)
- 日程第 8 議案第 62 号 美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定について (委員  
会報告)
- 日程第 9 議案第 63 号 美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定につ  
いて (委員会報告)
- 日程第 10 議案第 64 号 美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定につ  
いて (委員会報告)
- 日程第 11 議案第 65 号 美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定につ  
いて (委員会報告)
- 日程第 12 議案第 66 号 美幌町農作業準備休憩施設条例の一部を改正する条例制定に  
ついて (委員会報告)
- 日程第 13 議案第 67 号 美幌町地域用水広報館条例の一部を改正する条例制定につ  
いて (委員会報告)
- 日程第 14 議案第 68 号 美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定について (委  
員会報告)
- 日程第 15 議案第 69 号 美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について (委  
員会報告)
- 日程第 16 議案第 70 号 美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定について (委  
員会報告)
- 日程第 17 議案第 71 号 美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定  
について (委員会報告)
- 日程第 18 議案第 72 号 美幌町博物館条例の一部を改正する条例制定について (委員  
会報告)
- 日程第 19 議案第 73 号 美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について  
(委員会報告)
- 日程第 20 議案第 74 号 美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定について (委  
員会報告)
- 日程第 21 認定第 1 号 令和 6 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について (委員  
会報告)

- 日程第22 認定第2号 令和6年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
- 日程第23 認定第3号 令和6年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
- 日程第24 認定第4号 令和6年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員会報告）
- 日程第25 認定第5号 令和6年度美幌町水道事業会計決算認定について（委員会報告）
- 日程第26 認定第6号 令和6年度美幌町公共下水道事業会計決算認定について（委員会報告）
- 日程第27 認定第7号 令和6年度美幌町個別排水処理事業会計認定について（委員会報告）
- 日程第28 認定第8号 令和6年度美幌町病院事業会計決算認定について（委員会報告）
- 日程第29 議案第78号 工事請負契約の締結について  
(みどりの村森林公園再整備建築工事)
- 日程第30 議案第79号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第31 議案第80号 美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第32 議案第81号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第33 議案第82号 美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第34 議案第83号 令和7年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第35 議案第84号 令和7年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第36 議案第85号 令和7年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 議案第86号 令和7年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第87号 令和7年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第39 議案第88号 令和7年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第40 議案第89号 令和7年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第41 議案第90号 令和7年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について

#### ○出席議員

1番 木 村 利 昭	副議長	2番 馬 場 博 美
3番 横 山 清 美		4番 高 橋 秀 明
5番 宮 崎 奈津江		6番 上 杉 晃 央

7番 稲垣 淳一	8番 藤原 公一
9番 伊藤 伸司	10番 吉住 博幸
11番 大江 道男	12番 松浦 和浩
13番 大原 昇	議長 14番 戸澤 義典

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司	教育委員会長 小室保男
監査委員 西村与志博	教委員会長 小室保男

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 矢萩 浩	総務部長 那須 清
町民生活部長 関弘法	福祉部長 吉田 善
経済部長 河端 熱	建設部長 遠國 求
病院事務長 遠藤 明	事務連絡室長 藤田 静
会計管理者 村田 剛	総務課長 水上 修
危機対策課長 片平 英樹	政策推進課長 竹下 護
財務課長 鶴田 雅規	町民活動課長 澤田 孝洋
戸籍保険課長 多田 敏明	税務課長 松尾 まゆみ
社会福祉課長 以頭 隆志	児童支援主幹 大内 直樹
保健福祉課長 小成 由香	農林政策課長 佐久間 大樹
森林農地整備主幹 橋本 勝	農業振興主幹 午来 博
商工観光課長 沖崎 寿和	建設課長 森口 尚博
建築主幹 廣田 吉輝	環境管理課長 影山 幸信
環境衛生主幹 宮田 英和	上下水道課長 石山 隆春
病院総務課長 伊藤 寿毅	地域医療連携課長 高山 吉亘
事務連絡室次長 山口 敏昭	教育部長 弓山 俊司
学校教育課長 高田 秀昭	学校給食課長 浅野 謙司
社会教育課長 浅野 謙司	スポーツ振興課長 浅野 謙秀
監査委員事務局長 斎藤 浩司	監査委員事務局次長 小室 隆

○議会事務局出席者

事務局長 斎藤 浩司	次長 小室 秀隆
議事係長 金子 未准	庶務係長 佐々木 齊
庶務係長 崎彩加	

午前9時30分 開会

### ◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第7回美幌町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番伊藤伸司さん、10番吉住博幸さんを指名します。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典） 日程第2 会期の決定を議題とします。

去る11月21日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

7番稻垣淳一さん。

○7番（稻垣淳一） [登壇] 令和7年第7回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月21日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、町提出案件として、工事請負契約の締結1件、条例改正4件、補正予算8件、議会提出案件として、9月定例会において使用料等審査特別委員会に付託された議案第57号から議案第74号までの条例改正についての審査結果報告18件、同じく9月定例会において一般会計等及び企業会計両決算審査特別委員会に付託された令和6年度決算認定についての審査結果報告8件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします

す。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

### ◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（齊藤浩司） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典） 町長から本臨時会に

提出している案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 本日、ここに令和7年第7回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

議案第78号みどりの村森林公園再整備建築工事については、入札結果に基づき契約することについて、議決をいただきたいのであります。

条例の改正について。

議案第79号美幌町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和7年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じるとともに、特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、期末手当の支給割合及び月額報酬について、改定しようとするものであります。

議案第80号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、各種非常勤職員の報酬額について、改定しようとするものであります。

議案第81号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和7年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じるとともに、特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、特別職の期末手当の支給割合、教育長の給料月額について、改定しようとするものであります。

議案第82号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、令和7年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、職員の給

料表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合などを改定しようとするものであります。

令和7年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、職員の給与改定及び会計間異動等に伴う人件費の補正のほか、11月1日の発達した低気圧による強風のため被災したみらい農業センターの屋根修繕経費として709万円、物価高騰対策プレミアム商品券発行事業として1,670万円などの増額をはじめ、事務事業の確定に伴う整理を行おうとするものであります。

特別会計・企業会計につきましては、職員の給与改定及び会計間異動等に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、提出案件の概要説明いたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

---

### ○日程第 3 議案第57号から

### 日程第20 議案第74号まで

○議長（戸澤義典） 日程第3 議案第57号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第20議案第74号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてまでの18件を一括議題とします。

本案につきましては、令和7年第6回美幌町議会定例会において使用料等審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭）〔登壇〕 それは、使用料等審査特別委員会に付託されました審査意見について、御報告いたします。

審査の結果。

使用料・手数料を改正する条例について、その根拠となる資料の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、議案第57号、議案第64号、議案第65号、議案第68号から議案第70号、議案第72号、議案第74号の8件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

議案第58号、議案第62号、議案第66号、議案第67号の4件については、次の理由により否決すべきものと決定した。

議案第58号美幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定については、条例の設置目的が「町民の健康づくりと生きがいづくりを図るとともに、地域保健福祉活動を効果的に推進するため」とされており、当該施設を利用することにより、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防などの効果が見込まれ、町民の健康づくりに大いに貢献していると認識していることから、より一層の利用を促進し、引き続き、町民の健康づくりと生きがいづくりにつなげるためにも、現行の使用料金を据え置くことが適当と判断し、否決と決定した。

議案第62号美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定について及び議案第66号美幌町農作業準備休憩施設条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第67号美幌町地域用水広報館条例の一部を改正する条例制定については、使用料金の改定に伴う利用回数の減少や施設の稼働率低下が見込まれ、指定管理者である自治会の収入が減少することが想定されることにより、自治会運営に影響を及ぼす恐れがあることから、現行の使用料金を据え置くことが適当と判断し、否決と決定した。

議案第59号から議案第61号、議案第63号、議案第71号、議案第73号の6件については、次のとおり修正可決すべきものと決定した。

議案第59号美幌町廃棄物の処理及び清

掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、別表第2の直接搬入手数料について、一般的に、普通の家庭においては、100キログラム程度のごみを保管できる場所がないこと、一度に100キログラム程度のごみを運搬できる車両も持ち合わせていないことなどから、住民サービスの低下につながるものであり、また、ごみの直接搬入量によっては、大幅な負担増を招くことにつながるものと判断し、議案第59号、別表第2、第18条関係の改正規定中、家庭系直接搬入ごみの「100キログラムまで1,000円」を「50キログラムまで500円」、事業系直接搬入ごみの「100キログラムまで1,500円」を「50キログラムまで750円」として、修正可決すべきものと決定した。

議案第60号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について、議案第61号美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について、議案第71号美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定について及び議案第73号美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定については、各施設における1時間未満の使用に関して、使用者等とのトラブルが起きないよう根拠を明確にする必要があると判断し、それぞれの条例における別表備考の改正規定中に「使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする」を加えることとして、修正可決すべきものと決定。

議案第63号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定については、条例の設置目的が「町民の健康増進と地域間交流を促進し、活力ある地域づくりに資する」とされているが、当該施設には、観光客を含む町外者が大勢訪れており、設置目的の一つでもある地域間交流の促進に寄与している施設であること、また、当該施設は、町が掲げている交流人口及び関係人口の増加促進を今後も期待できる施設でも

あることから、町民・町民以外の区別をつけず、利用の公平性の確保を図りながら運営することが望ましいと判断し、議案第63号、別表、第9条関係の改正規定中「1 入浴料」のうち「美幌町民以外、普通券、1回券、大人700円」を削除することとして、修正可決すべきものと決定した。

なお、使用料・手数料の改正が、財政の健全化に向けた取組の一環であるとともに、住民サービスに対する受益者負担の原則と負担の公正を確保するという観点から定期的に見直すものと認識するが、広く町民に負担を求める重大な議案であることから、次のとおり、審査意見を付すこととした。

#### 審査意見。

今回、町が提案した使用料・手数料を改正する条例は、高齢者や子育て世代を含め、広く町民に負担を求めるものも含まれており、安定的で継続的な行政サービスを維持していくため、その痛みを共に分かち合うことを求める提案であることは認識している。このことを踏まえ、本委員会としては、近年の物価高騰による個人消費の低迷、人口減少、高齢化といった構造的課題も念頭に置きながら総合的かつ慎重に審査した結果、使用料を据え置くことが適当なもの、あるいは一定程度の負担増を町民に求めざるを得ないものなどを決定したところである。

なお、否決及び修正可決に至った理由については、さきに述べたとおりであるが、審査の過程において、意見の一致を見た指摘項目について、次のとおり示すことしたい。

#### 1、ごみ処理手数料のうち直接搬入手数料について。

美幌町における令和6年度の年間ごみ処理量に占める直接搬入分は58.3%、うち家庭系54.4%、事業系45.6%、収集分は41.7%となっており、直接搬入分の

占める割合が高い状況にある。現在の第Ⅲ期埋立処分場は、令和9年3月までの埋立期間を予定しているが、ごみ埋立量の増加により、使用期限が早まる見通しとなっている。

この要因の一つとして、資源ごみの分別が徹底していないことが挙げられるが、特に、直接搬入ごみの中に資源ごみが多く混入していることも要因とされていることから、広く町民や事業者にごみ減量化の協力を求めることが必要である。

資源ごみの混入を最小限にとどめるための指導体制の強化を図るとともに、美幌町民一人当たりの搬出ごみ量が他市町村と比べ多いことやリサイクル、分別率が低いことなど、町民に広く周知し、ごみ減量化の意識向上につながるよう努められたい。

#### 2、「町内者」表記の統一について。

今回の改正条例において、住民基本台帳に基づく住所を所有する方の表記については、議案第58号は「町民」、議案第60号及び第71号は「町内者」、議案第63号は「美幌町民」となっており、統一された表記になっていない。

美幌町には、美幌町の自治の基本を定める最高規範とする美幌町自治基本条例が制定されているが、同条例第2条「用語の定義」の規定において「町民とは町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体」とされており、議案第58号に定義されている「町民」と美幌町自治基本条例に規定する「町民」で誤解を招く恐れがあることから、今後、表記の統一について検討されたい。

#### 3、網走川河畔公園パークゴルフ場における回数券発行について。

網走川河畔公園パークゴルフ場については、利用者数が年々減少していることから、利用頻度の増加や新規利用者の獲得につながる可能性がある回数券の導入を検討されたい。

以上のとおり、指摘項目などを示したが、今後も少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が見込まれる中、住民ニーズを的確に捉え、受益と負担の公平性の観点から、住民の理解と納得を得られる合理的な使用料・手数料の設定を目指して、より質の高い公共サービスの提供がなされていくことを期待する。また、施設利用については、利用者の固定化や稼働率の低下を招かないよう利用者の幅を広げ、利用者増加に取り組むことを求めておく。

このたびの使用料・手数料の改正に対する議論を機に、住民、行政、議会が一体となることで、今日の厳しい時代を乗り越えていけるよう切に念願して、審査意見とする。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

以上であります。

○議長（戸澤義典） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに採決を行います。まず、議案第57号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号美幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案否決です。よって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

次に、議案第59号美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、修正可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第60号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、修正可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第61号美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、修正可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第62号美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案否決です。よって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立少數です。

したがって、本案は否決されました。

次に、議案第63号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、修正可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第64号美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号美幌町みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決で

す。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号美幌町農作業準備休憩施設条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案否決です。したがって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立少數です。

したがって、本案は否決されました。

次に、議案第67号美幌町地域用水広報館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案否決です。したがって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立少數です。

したがって、本案は否決されました。

次に、議案第68号美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり

可決されました。

次に、議案第69号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号美幌町マナビティーセンターライブの一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、修正可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第72号美幌町博物館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決で

す。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、修正可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第74号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第21 認定第1号から

日程第24 認定第4号まで

○議長（戸澤義典） 日程第21 認定第1号令和6年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第2号令和6年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第3号令和6年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第4号令和6年度美幌町介護

保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上の4件を一括議題とします。

本件につきましては、令和7年第6回美幌町議会定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美）〔登壇〕 それでは、一般会計等決算審査特別委員会に付託されました審査意見について、御報告いたします。

3、審査の結果。

9月12日の委員会設置から延べ7回にわたり委員会を開催し、関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

1、健全な財政運営について。

令和6年度の一般会計決算は、歳入139億2,513万6,000円で、前年度比12億5,176万2,000円、9.9%、歳出137億5,625万8,000円で、前年度比12億5,332万7,000円、10.0%のそれぞれ増となっている。これに特別会計を加えると、歳入総額188億1,627万7,000円、歳出総額186億1,116万3,000円となり、いずれも前年度を上回っている。

一般会計における歳入歳出決算額の差引きは1億6,887万8,000円で、単年度収支は1,007万1,000円、実質収支は1億2,527万8,000円と、それぞれ黒字となっている。

財政状況について、財政力指数は0.360で、前年度比0.004ポイント上昇、経常収支比率は86.6%で、前年度比0.5ポイント悪化し、財政の硬直化が進んでおり、実

質公債費比率は7.9%で、前年度比0.7ポイント悪化し、各指標及び比率は前年度より悪化した。

また、令和6年度末地方債残高は103億182万5,000円で、前年度より3,315万円減少しているものの、引き続き、将来を見据えた財政運営が求められるところである。

今後も、人口減少や少子高齢化の進展などにより、税収、地方交付税など歳入の伸びが期待できない中、諸物価高騰や公共施設等の老朽化が進み、近い将来、多くの施設が一斉に更新時期を迎える、多額の維持更新費用の負担等により、厳しい財政運営となることが予想される。

このようなことから、第3次美幌町財政運営計画、行政改革大綱、行政改革実施計画や行財政運営警戒アラート等に基づいて、毎年度、点検等を実施し、さらなる経常経費の抑制に取り組むなど、引き続き、健全な財政運営に努められたい。

2、収入率向上対策について。

公営住宅使用料の現年度分収入率が12年連続で100%を達していることは、同規模自治体と比較しても特筆すべきものである。

未収金については、取組の強化により、前年度から未収金額は減少するなど効果を上げているが、いまだ令和6年度で一般会計5,641万5,000円、特別会計4,524万7,000円、合計1億166万2,000円の未収金が発生しており、負担の公平・公正の原則から、一層の努力をされたい。

3、町有財産の適正な管理について。

公用または公共用に供していた行政財産を用途廃止した普通財産について、用途廃止や建築後、相当な年数を経過しているなど財産管理上、大変危険な状態であるものが見受けられる。

町は、令和2年度に美幌町未利用施設除却計画を策定したが、財政的な問題等もあ

り、計画どおり建物の除却が進んでいない状況にある。

このままでは、維持管理上、大変危険であることから、美幌町公共施設等総合管理計画の見直しに併せ、再度、美幌町未利用施設除却計画を見直し、財源を確保するなどして、年次計画により建物除却を進め、適正な建物の管理に努められたい。

#### 4、補助金等の執行について。

補助金等の交付の決定等については、美幌町補助金等交付規則第12条において

「補助事業等実績報告書兼請求書の提出を受けた場合において、当該補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査する」ことになっているが、書類審査等の中で、年度末の繰越金が補助金を上回っている事例等が見受けられたことなどから、今後、さらに補助金等の算定基準を明確にするとともに、補助金等の審査体制の整備をするなどして、適正な予算の執行に努められたい。

#### 5、契約書等の書類について。

業務委託や修繕等の契約関係書類について、見積年月日等の記入漏れの不備や請求書の内容確認が十分できていないと思われるものもあることから、今後、契約書等の関係書類の整備を十分に行い、予算の適正な執行に努められたい。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

以上であります。

○議長（戸澤義典） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第4号までの4件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

#### ◎日程第25 認定第5号から

#### 日程第28 認定第8号まで

○議長（戸澤義典） 日程第25 認定第5号令和6年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第26 認定第6号令和6年度美幌町公共下水道事業会計決算認定について、日程第27 認定第7号令和6年度美幌町個別排水処理事業会計決算認定について、日程第28 認定第8号令和6年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上の4件を一括議題とします。

本件につきましては、令和7年第6回美幌町議会定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 〔登壇〕 それは、企業会計決算審査特別委員会に付託されました審査意見について、御報告いたします。

審査の結果。

9月12日の委員会設置から延べ5回にわたり委員会を開催しました。この間、関係書類の提出及び所管部局の職員の出席を求めるなどして慎重に審査を行った結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定いたしました。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すことといたしました。

審査意見。

1、水道事業会計について。

給水人口の減少による家庭用使用水量の減少に加え、令和6年度においては、工場用の使用水量も減少するなどの要因により、給水収益は、税抜で前年度比約418万6,000円の減収となったが、経費の削減等による支出の抑制に努められ、おおむね健全な経営状況が保たれており、関係者の努力を評価したい。

また、老朽管更新等の成果が徐々に表ってきた有収率については、過去5年間で最高の87.4%となっており、令和5年度の85%を2.4ポイント上回っている。

今後も財源確保に努めながら、計画的に老朽管更新工事を実施し、一層の有収率向上に努めるとともに、令和7年3月策定のコンパクトなまちづくり計画を踏まえた効率的な水道管路整備事業の実施に努められたい。

水道事業を取り巻く状況は、給水戸数、給水人口の減少が続く中、現状のままである。今後も給水収益の増加は望めない状況である。このことから、令和9年度までの計画期間となっている美幌町水道事業基本計画の次期計画策定に併せ、急激な負担増とならないよう、町民生活と水道事業経営両方のバランスを考慮した上で、水道料金改定の必要性について検証されたい。町民生活にとって、安全で安定的な水道水の供給は不可欠であり、さらなるコストの削減はもちろん、中長期視点に立った計画と執行を行い、持続可能な水道サービスの維持により一層努められたい。

## 2、公共下水道事業会計について。

令和6年度における公共下水道事業会計においては、毎年、処理区域内人口も減少しており、下水道使用料収入は、税抜きで前年度比約521万5,000円減少している。

また、令和5年4月に公営企業会計に移行した下水道事業会計は、下水道使用料等による独立採算経営を目指しているが、一般会計からの繰入金が約3億7,701万円

となっており、依然として一般会計からの繰入金に依存している状態にある。

地方公営企業法では、経費の負担の原則として、その性質上、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、一般会計から資金を繰り入れることが認められている。基準外の繰入金については、受益と負担の公平性の観点から抑制に努めていることは理解するものの、下水道使用料金改定の必要性を検証するなど、使用料収入の確保等を的確に図りながら、引き続き、基準外の繰入金の縮減に努められたい。

美幌町の公共下水道事業は、昭和48年度に着手し、昭和56年度の供用開始から50年以上が経過しているため、今後、経年劣化による管渠及び処理場設備の更新費用等が見込まれる。このため、引き続き、ストックマネジメント計画に基づき、財源を確保した上で、老朽施設の更新や管渠の長寿命化等を計画的に実施し、経営基盤の強化に努められたい。

公共下水道施設は、生活環境の改善、浸水の防除、水質の保全という住民生活において欠かせない重要な都市基盤であることから、今後も適切に維持管理し、その機能を発揮したサービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、独立採算を目指した健全な事業運営に向けて一層努められたい。

## 3、個別排水処理事業会計について。

令和6年度における個別排水処理施設の設置戸数は2基で、令和6年度末の総設置基数は350基となっている。

個別排水処理事業は、公共下水道事業区域外のし尿、生活排水の汚水を処理する個別の下水道施設であり、今後も未設置家庭の普及に取り組み、住民生活の環境改善と河川等の水質保全を図るため、積極的に事業の推進に努められたい。

美幌町における個別排水処理事業は、平成9年度から事業が開始されており、今後

は、老朽化による施設の改修、また、昨今の物価高騰による維持管理費の増加が見込まれ、経営を取り巻く環境は、より一層厳しさを増すことが予想されることから、使用料の見直しも視野に入れ、公営企業としての経営の効率化・健全化の推進、収益性の向上を図られたい。

#### 4、病院事業会計について。

令和6年度における外来患者数は延べ7万1,985人で、前年度比658人の増、入院患者数は延べ2万3,099人で、前年度比3,076人の増となっており、病床全体の利用率は63.9%と前年度より8.6ポイント増加している。

また、令和6年度の経営状況を見ると、税抜で外来収益は前年度比約2,042万3,000円、2.6%の減、入院収益は前年度比約1億338万3,000円、13.7%の増となり、医業収益と医業外収益を合わせた事業収入は、前年度比約6,831万5,000円の増となっている。

入院患者数及び入院収益の増加要因としては、脳神経外科医の着任による入院患者の受入れ体制の拡充、眼科白内障手術の再開により入院患者の増加につながったものであり、医師の確保や町民をはじめとした患者のニーズに応える医療機器等の整備を図ったことについては、高く評価したい。

一方で、病床全体の稼働率は63.9%と依然として70%を下回っていることから、入院を取り巻く様々な環境整備を図られ、病床稼働率の向上に努められたい。

職員における有給休暇の平均取得日数は10.12日、健康増進休暇の平均取得日数は2.38日となっているが、引き続き、休暇を取得しやすい職場の環境改善を図り、医師をはじめとした医療従事者の確保に努められたい。

今後も、町民が安心して医療の提供を受けられるためにも、医師や医療従事者の働き方改革に取り組み、持続可能な医療体制

の維持に努め、町民になくてはならない基幹病院として、引き続き、安全で安心な質の高い医療提供体制の維持に努められたい。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保は留保はない。

以上であります。

○議長（戸澤義典） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、認定第5号から認定第8号までの4件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件については認定することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は10時35分とします。

午前10時23分 休憩

---

午前10時35分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第29 議案第78号

○議長（戸澤義典） 日程第29 議案第78号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（河端 熱） 議案書の26ページになります。

議案第78号工事請負契約の締結につい

て、御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第78号関係。工事請負契約の締結について。みどりの村森林公園再整備建築工事であります。

工事の場所は、美幌町字美禽。工事の概要でありますが、森林公園再整備にかかる公園内施設の新築・改修・解体及び電気設備、機械設備工事を行うものでございます。

入札年月日は、令和7年10月30日。

指名業者は、芙蓉・宮田特定建設工事共同企業体ほか記載の2企業体でございます。

契約金額は、3億6,850万円。消費税抜きの金額は3億3,500万円で、落札率は99.50%でございます。

契約の相手方、芙蓉・宮田特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡美幌町字東2条北1丁目12番地、芙蓉建設株式会社、代表取締役、中川寿一であります。なお、出資割合につきましては、代表者50%、構成員50%でございます。

契約保証金は免除。

契約年月日、議決後本契約による。

工期、本契約後、330日とする。本日、議決をいただき契約いたしますと、330日目は、令和8年10月23日となります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） 今回のみどりの村の整備事業建築工事なのですけれども、まず建築工事と改修工事、解体工事、電気工事、機械設備工事と一括して発注しており

ますが、1番と2番は建築主体なので、これで一つの発注、また、解体工事で一つの発注、電気設備、機械設備で別々に発注できると思います。これを一括にした理由について教えていただければと思います。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） ただいまの御質問にお答えいたします。

受注機会の増等を考えますと、工事を分割して発注するべきかと思いますが、今、様々な工事が動いており、専任の技術者の確保が難しいということを多くお聞きしておりますので、今回、一括で発注したところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） 代理人というのは美幌町も——近隣工事であれば、代理人は兼務できるとなっていると思うのです。だから、それは工事が多忙という理由にはならないと思いますが、その辺の解釈について、もう一度、教えていただければと思います。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） 工事額により兼務できる範囲は決まっておりますけれども、主任技術者については、原則、専任であると考えてございます。

以上です。

○議長（戸澤義典） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） 私、この受注の資料を全然見ていないので分からぬのですけれども、もしこれを分離した場合、建築工事であれば幾ら、改修工事だと幾ら、解体工事だと幾らという詳細が多分分かると思うのですが、それによってもできないのでしょうか。

最後の質問とします。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） 各工事を分離した場合の総体の工事費というのは、現在出しておりませんけれども、直接工事費とし

て、建築、電気、機械、解体工事という分割で積算はしてございます。それぞれの工事として分割して発注する場合の工事費として分割した内訳は、現在作成しておりますので、今この場でお示しすることはできません。よろしくお願ひします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 町長。これは、部長とか、技術者ということではなくて、美幌町の公共事業の業者は、たくさんいるのですよ。そうすると、その業者といつても、電気工事の工事業者もいれば、機械設備もいる。土工の得意な建設業、建築ももちろんそうです。その意味で、あえて今聞いた他の議員の言わんとすることは、総体はありますけれども、広く町内の業者に対して、仕事をつくってあげるという趣旨の発注はできなかつたのかと。

例えば、失礼だけれども、今回受注した会社は、あえて言えば電気工事——私の個人的知識では、電気の免許何か持っていないはずなのです。電気業という意味ですよ。ごめんなさい。言い方を間違えました。そうすると、同じ現場ではあるけれども、電気は電気でしたほうが、きちんとした町内業者……。

もしかしたら、この電気工事、設計上の内容からいえば、この受注したところが、美幌の電気屋さん以外のところをあえて下請で使うかもしれない。意味、分かってくれますね。そうすると、できる限り、多くの美幌町の業者が受注できる機会という意味でと、私も思っているものですから、そちら辺、町長、研究してみてくださいということを申し上げて、やめておきます。

○議長（戸澤義典） 回答はいいのですね。（吉住議員より「はい」と発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わり

ます。

これから、議案第78号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第30 議案第79号

○議長（戸澤義典） 日程第30 議案第79号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書の27ページになります。

議案第79号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開きください。

資料2、議案第79号関係。美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和7年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、令和7年10月29日付け、特別職報酬等審議会の答申内容により、令和7年12月期、令和8年度以降の期末手当の支給割合及び令和8年度以降の月額報酬について、改定を行うものです。

改正内容でありますが、令和7年度の期末手当の年間支給割合を3.5月分から

3.5 5月分～0.0 5月分を引上げます。  
6月期及び12月の支給割合は、参考資料に記載のとおりであります。

また、令和8年度以降につきましては、オホーツク管内の全ての自治体において、町長等の期末手当支給割合と同一になっている点を踏まえ、令和8年度から議会議員の期末手当支給割合を引き上げることが妥当と判断された特別職報酬等審議会の答申に基づき、年間支給割合を3.5月分から4.6 5月分～1.1 5月分を引上げます。  
6月及び12月の支給割合は、参考資料に記載のとおりであります。

次に、報酬月額の改定ですが、令和8年度以降、長年にわたり報酬改定——失礼いたしました。平成8年度以降、長年にわたり報酬改定が行われていない状況にあり、近年、物価の上昇が続く中、生活水準や社会経済状況を踏まえた適正な報酬水準とする必要があると認められ、近年の物価動向を総合的に勘案した上で、現行月額に対して5%を加算する改定を行うことが妥当であると判断された特別職報酬等審議会の答申に基づき、それぞれ議長は、現行の32万円から33万6,000円～1万6,000円の引上げ、副議長は、現行の26万円から27万3,000円～1万3,000円の引上げ、常任委員長、議会運営委員長は、現行の24万7,000円から26万円～1万3,000円の引上げ、議員は、現行の23万7,000円から24万9,000円～1万2,000円を引き上げることとするものです。

なお、参考資料4ページ、5ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照をいただければと思います。

施行日は記載のとおりであります。

以上、議案第79号について御説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第79号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第31 議案第80号

○議長（戸澤義典） 日程第31 議案第80号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案の29ページになります。

議案第80号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料6ページをお開き願います。

資料3、議案第80号関係。美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和7年10月29日付け、特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、各種非常勤職員の報酬額について、改定を行うものです。

改正内容であります、先ほどの議員報酬と同様に、平成8年度以降、長年にわたり報酬改定が行われていない状況にあり、近年、物価の上昇が続く中、生活水準や社会経済状況を踏まえた適正な報酬水準とする必要があると認められ、近年の物価動向を総合的に勘案した上で、現行月額に対して5%を加算する改定を行うことが妥当であると判断された特別職報酬等審議会の答申に基づくもので、別表のとおり改正をいたします。

なお、参考資料8ページから11ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は記載のとおりであります。

以上、議案第80号について御説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第80号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第32 議案第81号

○議長（戸澤義典） 日程第32 議案第81号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書33ページになります。

議案第81号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料12ページをお開き願います。

資料4、議案第81号関係。美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和7年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、令和7年10月29日付け、特別職報酬等審議会の答申内容により、特別職の令和7年12月及び令和8年度以降の期末手当支給割合、令和8年度以降における教育長の給料月額について、改定を行うものです。

改正内容でありますが、期末手当の年間支給割合を4.6月分から4.65月分へ0.05月分を引上げいたします。令和7年度は、6月の期末手当を支給済みですので、12月の期末手当を0.05月分引き上げることとし、令和8年度以降については、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引上げいたします。

次に、教育長の給与月額の改定については、平成27年度の教育委員会制度改正により、教育長は、教育行政の執行責任者として位置づけられ、首長の指揮監督の下、教育行政全般の責任を一元的に担うことになり、従来の教育委員会と教育委員会事務局の分担体制が見直され、教育長の職務と責任が明確化・強化されたことを踏まえ、現行の町長月額の約70%としている報酬水準を職責に見合う水準として、町長月額の75%に引き上げることが妥当と判断さ

れた特別職報酬等審議会の答申に基づくもので、現行の61万5,000円から66万円へ4万5,000円を引き上げることとするものです。

なお、参考資料13ページから14ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は記載のとおりであります。

以上、議案第81号について御説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第81号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第33 議案第82号

○議長（戸澤義典） 日程第33 議案第82号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書34ページになります。

議案第82号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料15ページをお開き願います。

資料5、議案第82号関係。美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和7年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、職員の給料表の水準を引き上げるとともに、令和7年12月期、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合などの改定を行なうものです。

改正内容でございますが、1点目として、美幌町職員の給与に関する条例の改正です。

一般職の給料について、初任給をはじめ若年層に重点を置き、その他の職員も昨年を上回る引上げ改定とするほか、期末勤勉手当の年間支給割合を4.6月分から4.65月分へ0.05月分を引上げいたします。具体的には、大卒にかかる初任給を1万2,000円、高卒に係る初任給を1万2,300円引上げ、平均改定率は3.3%となります。

また、一般職の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を4.6月分から4.65月分へ0.05月分引上げ、引上げ分については、期末手当及び勤勉手当の支給月数へと反映いたします。令和7年度は、6月の期末・勤勉手当を支給済みですので、12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引上げることとし、令和8年度以降につきましては、6月及び12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引上げいたします。

次に、通勤手当については、自動車等使用者に対する通勤手当の引上げとなり、現行の60キロ以上までの距離区分について、200円から7,100円までの幅で引上げとなります。

次のページを御覧ください。

それぞれ距離区分ごとに、改定前と改定

後の金額を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

今年度の勧告では、もう1点、通勤手当の改正があり、比較的長距離となりますが、65キロ以上から100キロ以上の距離区分を5キロ刻みの区分を新設し、上限額を6万6,400円とする内容でございます。改定後の金額については、内容を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、再任用職員の給料については、行政職給料表1との均衡を基本に改定するほか、期末勤勉手当の年間支給割合を2.4月分から2.45月分へ0.05月分引上げ、引上げ分については、期末手当及び勤勉手当の支給月数へと反映いたします。6月の期末・勤勉手当が支給済みのため、12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げることとし、令和8年度以降については、6月及び12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引上げいたします。

2点目として、美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正でございます。

給料表の改定のほか、期末・勤勉手当の年間支給割合を3.45月分から3.5月分0.05月分引上げいたします。令和7年度は、6月の期末・勤勉手当を支給済みですので、12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げることとし、令和8年度以降については、6月及び12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引上げいたします。

3点目として、美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正でございます。

給料表を職員に準じ引上げ改定するほか、期末・勤勉手当についても、職員と同率での改定を行います。

なお、適用日についても、職員と同様に遡及適用といたします。

条例の施行日は、参考資料に記載のとおりであります。

なお、参考資料18から20ページに人事院勧告の概要を、21ページ以降に条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第82号について御説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 通勤手当のところです。

国家公務員に併せて距離数が65キロ以上から増やしたというのは分かるのですが、現在、美幌町の職員で、一番遠いところから通勤している職員というのは何キロぐらいのところから——何キロというか、キロ数と町村がどこなのかということを教えてください。

○議長（戸澤義典） 病院事務長。

○病院事務長（遠藤 明） 御答弁申し上げます。

病院の職員でございまして、多くは、北見、網走から通勤しておりますので、30キロ前後というところでございます。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） これは、町長にお聞きしたいのですが、人事院勧告で上げたいというのも一つの手法だと、私も、うん、というところもあるのですよ。

ただ、過去に、国を挙げても保育士が足りないといったときに、民間含めて給料が人勧より——人勧の何%というのではなく、それが正しいとか、間違いだということではないにしても、どんと上がった経緯がある。その意味で、私が懸念したいのは、独自の給料体系も必要ではないか。

というのは、今後、技術系専門職——例えば、土木の技術屋、電気、建築等。これは、正直言って、専門学校にも生徒がいな

いのですよ。そうすると、行政内部でも、その意味の技術系の専門職、募集しても来ない。民間は、どのようにして人を採用しているかというと、一つの手段として、待遇ですよ。簡単に言えば、給料。

ですから、私は、あえて今後の人口減に伴う職種に対してもはやる——はやるというか、人気のある職種と人気のない職種で、なおさら人材確保が難しくなる。その面で研究を重ねていくべきだし、場面によつては、人勧ばかりの基準ではなくて、美幌独自のものも必要ではないかという…。

これは、議論は——これは質疑ですから、本来は答えを聞くべきですけれども、そのような考え方をしている者がいるということだけはお伝えしたくて、発言させていただきました。議長、変な手の挙げ方でしたけれども、思いとしてお届けしたということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第82号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第34 議案第83号

○議長（戸澤義典） 日程第34 議案第83号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書55ページになります。

議案第83号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。

令和7年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費の整理のほか、11月1日の発達した低気圧による強風のため被災したみらい農業センターの修繕料の追加のほか、物価高騰対策、プレミアム商品券発行事業の追加などを行つるものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,902万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億8,226万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたしますので、議案書の64、65ページをお開きください。

3、歳出になります。増額補正を中心にお説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、11目諸費、22節償還金利子及び割引料150万円は、法人町民税の確定申告による予定納税分の還付金等の増額となります。

3款民生費、1項社会福祉費につきましては、それぞれの特別会計における給与改定及び会計間異動に伴う人件費の整理による繰出金の補正となります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、3、他会計負担事業費の増、28万8,000円の増額につきましても、人件費の補正による個別排水処理事業会計補助金の予算整理であります。

66、67ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、6、みらい農業センター管理運営事業費の増、修繕料709万円は、11月1日、発達した低気圧による強風によ

り、みらい農業センターの北側の屋根が剥がれたことによる修繕のための経費となります。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、補助金、物価高騰対策プレミアム商品券発行事業補助金1,670万円は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の支援及び消費下支えを目的に、プレミアム率50%の商品券を発行するための経費であります。3,000円分の商品券を2,000円で販売し、1人5セットまで、最大1万円で1万5,000円分の商品券を購入可能といたします。販売する時期は、今回、議決をいただきましたら早急に準備を取り進め、商品券の発行枚数は1万5,000セットを予定しております。

8款土木費、4項都市計画費、3目公共下水道費、1、他会計負担事業費の増、111万1,000円は、給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正による公共下水道事業会計補助金の予算整理になります。

下段の12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、1,876万8,000円の増額は、給与改定及び会計間異動に伴う予算の整理となります。

2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、2,138万円の増額につきましても、給与改定に伴う予算の整理となります。

なお、参考資料の49ページ、資料7に給与改定の所要額調書を、参考資料50ページ、資料8に会計年度任用職員に係る給与改定の所要額調書を添付してございますので、御確認をいただければと思います。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書62、63ページにお戻り願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目商工費国庫補助金1,173万5,000円は、歳出で御説明いたしましたプレミアム商品券発行事業に、さきに配分を受けた

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源充当するための予算措置になります。

20款繰越金、1項、1目、1節前年度繰越金5,717万2,000円は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を充当するものでございます。

21款諸収入、5項、5目雑入につきましては、給与改定による人件費の補正に係る他会計からの給与費負担金の整理となります。

以上、議案第83号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） ページ数、67ページになります。

7款、1項、2目商工業振興費、物価高騰対策プレミアム商品券発行事業補助金の1,670万円について、お伺いしたいと思います。

このプレミアム商品券、何度も——以前から、お金のない方は絶対に買えないということを何度も何度も、ここにいる議員の方は、言っていると思います。

今、美幌町の人口は、1万7,000人を切っているという状況を踏まえると、この予算があれば、経費も抜いたら一人当たり9,000円弱ぐらい分配できると思うのです。国でも、今、おこめ券とかを発行しようとしているので、国に便乗しておこめ券とかを発行したほうが、町民皆さん、全城——全町民ですよ、全町民が喜ぶ事業になるのではないかと思うのです。

今回のプレミアム商品券、変更するというか、この内容の見直しをしていただけないかなということも踏まえて、どうしてまた商品券なのかという理由もお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） 今回、予算計上させていただいた財源となる地方創生交付金は、令和6年度に国が補正した予算となります。6年度予算を7年度に繰越明許して、運用しているというものであります。

一方、昨今、新聞報道等でされているおこめ券に関する緊急経済対策については、今年度の補正予算ということになりますので、これから国会で審議されて、可決されるような流れになってきます。

今回、上程させていただいている補助金・交付金と、今後、これから議論されていく交付金の合算ということについては、現実的には無理と認識しております。

また、プレミアム商品券の意味なのですから、確かに9,000円という金額になろうかとは思います。しかしながら今回、令和6年度、令和7年度で制度設計をしたときに、交付金の上限額が1,200万円弱という金額になってございます。したがいまして、議員のおっしゃる支援方法というのも一つの手だと思いますけれども、今回、私どもとしましては、プレミアム商品券という手法でやらせていただきたいと考えたところでございます。

○議長（戸澤義典） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） 何と言ったらいいい……。もう堂々巡りになるのでしょうかけれども、プレミアム商品券が町民のためになるのかどうかという判断をしていただきたいと思うのです。

何度も言いますけれども、お金のない一いざそこに手持ちのお金がない人は、プレミアム商品券を買えないですよ。それであれば、2,000円に1,000円分がつく、その1,000円を皆さんに配ったほうが、よっぽど美幌町民、喜ぶと思うのですよ。その負担金の分を現金給付でもいいですよ。プレミアムができなかったのなら。

以前にも、現金給付ということもできているので——やったことあるではないです

か、美幌町。口座振り込みとかいろいろな手段を使ってでも、全町民に配ったほうが絶対に美幌町民は喜びますよ。

そして、説明でも物価高騰対策と言っているのであれば——言っているのですよね。現実、言っているのであれば、町民一人一人が本当に苦しいですから、この物価高騰に対して。絶対、現金給付のほうがうれしいと思いますよ。それか、プレミア商品券を一人1冊でも配って歩くとか、そのような政策をとったほうが——お金で買うのではなくて給付したほうが、絶対に町民の方は喜ぶと思います。

その辺の解釈の仕方、部長と違うのでしょうかけれども、ぜひ検討のほどお願いしたいなと思います。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（矢萩 浩） ただいま、藤原議員からプレミアム商品券ではなく、現金給付というお話がありました。確かに、町の中でもどうしたらいいかということ、検討した経過がございます。冒頭お話ししたように、今回の交付金が1,100万円弱という金額になっております。これを、例えば現金で給付した場合、本当に1,000円弱になります。

一方では、新内閣の総合経済対策というのも見てまいりました。今回は、種々検討した中で、一定程度の一般財源を加えた中でプレミアム商品券を発行させていただきたいと。については、年度内に実績報告までという縛りもありますので、この11月臨時会で補正させていただき、12月の非常に物入りな時期に使っていただきたいと。

あと、これまでのいろいろな議論の中で、なかなか買えない人がいるではないかというお話も、そこは重々承知しております。これについても、小口で買えるような工夫だとか、そのようなことも業者さんとも相談してまいりたいと思っております。

さらに、先ほど申しました新内閣の総合

経済対策でございますが、こちらもあらあら金額も見えてまいりましたので、生活を下支えする、後押しするという観点から、使い道、ある程度府内で議論がまとまりましたら、議会の皆様にお示してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（戸澤義典） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） 副町長の言わんとしていることも分かるのですけれども、やはりお金のない方というのは、小口で買うお金もないですよ。年金暮らしの人とかも含めてですよ。

本当に町民ファーストと思うのであれば、給付型にするのか、先ほど言ったような商品券がいいのか分からぬのですけれども、1,000円ずつの商品券を配ったほうが絶対に……。買いたくても買えないのですから、そのようなことを踏まえたら、本当に1,000円でもいいので商品券を配ったほうが——使い勝手のいい商品券を配ったほうが、町民のためには絶対になると思うのですけれど、もう1回考え方を直していただければと思います。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（矢萩 浩） 藤原議員の思いは、重々理解するところでございますけれども、今回このプレミアム商品券ということで提案し、進めていきたいと思っております。

また、今後につきましては、繰り返しになりますけれども、総合経済対策の使い道について、また皆さんから御意見をいただきながら、提案させていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はございませんか。12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） それでは、二つあります。6款農林水産費、みらい農業センターの改修費のことと、今、藤原議員が言った商工費のプレミアム商品券、この2件についてお尋ねします。

まず、みらい農業センターのほうです。

先般、委員会の中でも報告を受けたのですけれど、聞き漏れがありました。屋根の一部が飛んだのですが、そのことによって、屋根裏だとか、内装だとかに影響は全くなかったのか。それと同時に、その部分の改修については、どのように考えたのかという点を聞き漏らしましたので、再度お願ひしたいと思います。それと、けが人はいなかつたのかということですね。

あと、プレミアム商品券のところなのですけれど、藤原議員の言うところの追加の質問です。1月、2月に配布するとなっていますけれど、1月、2月は連合商店街スマッピーで、プレミアムのセール、何と言うのかな、プレミアム商品券の活動を1月、2月にするということを経済部には通達してあつたと思うのですが、同じことをやるのだなと。それで、連合商店街も商業活動をやっている団体な物ですから、今後、このようなことがあれば、連合商店街、スマッピーの会だとかにきちんと事前に相談なさってほしいなというところで、そのようなことが今後できるのかどうか。

まず、1回目です。

○議長（戸澤義典） それでは、まず、みらい農業センターのほうから。

農業振興主幹。

○農業振興主幹（午来 博） 質問にお答え申し上げます。11月1日に被災後、翌日2日に内部確認したところ、一部雨漏りが確認されましたことから、11月6日に、雨漏りか所のルーフィングの処理をさせていただいて、応急処置を終えてござります。

今後につきましては、北側前面の張り替えという工事を、現在考えているところでございます。

また、けが人等、その他の被害でございますけれども、おかげさまで、けが、あるいはその他施設等への大きな被害はございませんでした。

以上です。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 1点のみらい農業センターにつきましては、きちんと工事をしても古くなっているものですから、先ほど言った内装だとかも、十分気をつけてやってもらうということで了解しましたので、分かりました。

○議長（戸澤義典） 商工観光課長。

○商工観光課長（沖崎寿和） 今回のプレミアム商品券の発行事業につきましては、商工会議所とは事前に御相談——協議を重ねた上で実施に向けてということで、今回予算の提案に至った経緯でございます。

スマッピーのほうのプレミアム商品券発行事業につきましては、町に対して補助申請等も出てきておりまして、承知していたところでございますけれども、スマッピーのほうのプレミアム商品券につきましては、美幌町連合商店街、協同組合スマッピーカードびほろ、そして美幌商工会議所も入っているということで、事前に御相談させていただいたことから、御承知ではなかつたかなとは思っていたところであります。

しかし、もし情報が行き届いていなかつたとすれば、申し訳なかつたと思いますので、今後につきましては、きちんとそれぞれの団体等にも情報の提供をしていきたいなと思っています。

ただ、議会の議決を得ない中で、どこまで情報を共有していいものかどうかというところは、慎重に判断をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 商工会議所から連合商店街の会長にも副会長にも、何も話を聞いていなかつたものですから——それは全く聞いていません。

ですから、しっかりと連絡が取れるかどうかは別としても、今、最後のほうに、どこまで言っていいのか分からぬと言っていたけれど、会議所なら言える、連合商店街には言えないという基準はないと思うのです。その垣根は、行政がつくるべきでないと思います。

このような物価高騰で町民対策が必要だということは、藤原議員がしっかりと言いましたけれど、それであれば、商工業も大変なものですから、そのようなところを…。美幌町にも100以上の店舗がありますが、商工会議所に全部の店が入っているわけではございませんので、そのようなところもしっかりとやってもらいたいなと。

復唱しますけれど、商業団体にきちんとこれから連絡を取ったり、意見交換したり、そして町民のためにどうするかという場をしっかりとつくってもらいたいと思います。

今回は、1万6,000人いて1,500セットですよね。先ほど言ったとおり、全員の方に渡ることが相当厳しいので、やはり見直すべきところは見直せないのかということを、改めて質問します。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） ただいま、議員御指摘のとおり、この事業、町民の方の物価高騰対策ということに加えて、商工業関係の皆様方への影響もかなり大きいものだと認識しているところでございます。したがいまして、単に会議所との連携だけではなく、関係部局との連携も密にしていかなければならぬと、改めて反省しているところでございます。

実際、事業を行うとした場合には、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、年始の売出しとか、そのような部分も多々ありますので、その辺と今回のプレミアム商品券を併せた相乗効果を図って進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、商品券の発行枚数についてでございますけれども、1万5,000セットでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明） 今、松浦議員が質疑したのとかぶりますが、事前に説明を受けたときに、使用期限……。発行が1月上旬でしたか。そこから3月。もうすぐ12月ですけれども、時間ないと言われればそれまでなのですが、一番必要としている時期に、何でこれができなかったのか。時間がなかったというのは昔の話で、ないならなりに、事前に準備をして提案していただければ、親切だったかなと思います。

それともう一つ、コンビニでは商品を買えないよと。この券に関してはね。ただ、同じ道内でも、このようなプレミア券を発行している自治体では、結構コンビニも使える地区……。実際に見てきて、案内書も見ていました。

ついこの間、中部地区へ旅行に行って、ある程度の市、名前は言いませんけれども、結構有名な市なのですが、そこでコンビニに入ったときに、プレミアム商品券、コンビニで使えますと、我が店舗でも使えますという表示がありました。

まず、商店街の方には、ちょっと不便をかけるかもしれませんけれども、使う側の身になってみれば、コンビニ経営者も商工会議所に加盟しているところも多数あると聞いていますので、なぜそのようなルールにしているのか。その真意というか、経緯というか、教えてください。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） 私から、実施時期がここまでずれ込んでしまったということに關しまして、交付金の関係の影響があったということで、御説明させていただきたいと思います。

今回、美幌町に配分があった金額という

のが1,173万5,000円ということです、これは、本年5月27日付けで配分の通知があったところでございます。金額的に非常に少ない金額なので、なかなか…。これに終わらず、恐らく追加の配分等もあるのではないかということを町としてはにらみながら、追加配分が来たときには、それと併せて何かできるのではないかということいろいろ検討してきた経過がございました。結果、来ないまま、これはこれで年度内に執行しなければならないという期限が近づいてきましたので、それで今回、提案させていただいたというものでございます。

今後については、先ほど副町長からも御説明しましたとおり、新たに結構な配分額が来るということです。それはそれでまた別に、いろいろな支援の方法等、事業者支援を含めて検討して、議会の皆様にも御相談したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 熱） 2点目の主要店舗の関係でございますけれども、先ほど連携不足という話をさせてもらったのですが、商工会議所とは使用店舗等も含めて話を進めているところでございます。その中で、第一義的には、商工会議所の会員となる商店を対象としようということで、決めてございます。

コンビニ等の需要というのも確かにありますかと思います。その辺については、今後、研究させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明） まず、使用期間。今、5月後半に大体内示があって、もっと優位なものが用意されるという下心を持って、ずっと待っていたよという答弁でした。それはそれでいいのですけれども、ただ、先ほど言ったように、どうしても12月に皆さん使いたいのですよ。こういうも

のは。一番、物を購入するが多いときですから。だから、それに合わせて準備をしておくということが大事だと、僕は思っているんですよ。金額は別にして。もし、内容、金額が決まつたら即それに対応する物を発行できるように、事前準備しておくということは、すごく大事ですよ。ただぼーっと待っていて——言葉が悪くてすみませんけれど、待っていて、最終決定したら重い腰を上げるかというように見えます。

これからも多分、このようなプレミアム商品券というのは、発行する予算がついてくるのだろうと思いますけれども、そのときには、来たらすぐ発行できるような体制を整えていただきたいです。

それと、コンビニの券に関しても、ほかの商店街のこともありますので、一様に全部やれと僕は言えない立場でもあります。ただ、ほかの自治体で実際にそれを実行しているというところもあるので、できれば——それこそコンビニ併用券とか、そのような工夫をしながら、使いやすくできないかなということなのです。その辺も今、部長が、そのようなことも研究中ですということですから、今言ったようなことも勉強してもらって、使いやすい、利用しやすいものにしていただきたいということです。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 私が聞きたいのは、12款、1項、1目の中の職員給与支給事業1,876万8,000円で、内容を知りたいということの質疑です。

一般職給1,460万、端数は省略しますが、職員の充足率。単純に、当初考えていた——年度初めに考えていた充足率でないから、給料が下がるのだろうなと思うのです。その代わりとして、会計年度任用が増えていますよね。現実、増えていますよね。そのいきさつを……。

充足率という意味で当初考えた——適当

に言いますけれど、当初考えていた雇いたかった一般職員の3人を充足できないから会計年度で急遽賄つたという数値だろうと認識したいのですけれども、その状況をもう少し説明していただきたい。

あと、職員給与の中のその他手当。

これは、今言った充足率に関係なく、全体の……。例えば、残業手当。皆さんの場合、残業手当は1時間2,500円ぐらいいくのだろうなと勝手に空想しているのですが、それで計算すると、全体で7,000時間。その意味で、何というのでしょうか、本来でいう勤務体制から管理できていないのかなと。いや、実際かかるのは仕方ないと思いながらも、私が頭で想定している事務事業量の考え方——仕事をこなすという意味で、そこら辺の考え方を説明していただけないでしょうか。お願いいいたします。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） 前段、職員の充足率というか、そちらの御質問について御説明させていただきます。

今回、参考資料につけさせていただいていますが、参考資料49ページの資料7を御覧いただきたいと思います。

こちらは、改定前の人件費ということです、一般会計185人。これは、当初予算で見ていた人数でございますが、結果、一番右側になりますが181人ということです、正職員4名が予算で見ていた部分で充足されていないと。これは、給与費上なのですから、そのような状況になっているということでございますので、よろしくお願いいいたします。

時間外の関係につきましては、担当課長から御説明させていただきます。

○議長（戸澤義典） 総務課長。

○総務課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

実際に、今回のその他手当の増額補正の中では、議員から御質問があったとおり、時間外手当分も含めての増額補正となって

ございます。

理由といたしましては、四半期ごとに手当の実績などについても、各管理職、所属長にもお知らせをしながら、管理を行っているところであります。

今年度の主な増額の要因といたしまして、実際、人数のところでもありますけれども、中途退職が生じたことによります。人員配置ができない部分の部署の業務を既存職員でカバーしている部分ですとか、また、各種会計検査、給付金の事務、現在も休日窓口等も含めておりますけれども、マイナンバーカードの10年経過の更新申請ですとか、各種業務が各担当で増えているということも含めての部分で業務量も増えていることが、増額補正対応となっている理由となります。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） もう1回聞きたいのは、私は、勝手にその他手当のことを残業手当かなと思っているのですが、職員の勤務体制、私の計算でいえば、全体で7,000時間ぐらいだろうと想定はしているのです。それに対して、管理職皆さんが考えている職員一人当たりの事務事業量とか、職員の配置とか、職員がいなかつたら会計年度任用ということで、致し方なくやっていると思うのですが、やはり、当初考えているよりも異常だと思うのです。いや……と、私は思うものですから、今後、そのようなことも含めて——環境整備ということも含めて考えていただかないと。かかったものは、最終的には仕方ないとは思うのですけれども、しっかり雇用の関係もしていかなかつたら、行政の組織がもたないですよ。

先ほど、別なことで技術職のことを触れましたけれど、民間では取り合いですから。環境が悪くなったら来ないのでよ。その辺の整理も、指摘させていただいて終

わります。答弁は特に……。議長采配ではないですけれども、提起ということで捉えておいてください。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 本当は質疑しないかなと思ったのですけれども、プレミアム商品券のことです。

いろいろ聞いていると、どうも納得できない部分がたくさんあります。

先ほどの説明の中で、これは令和6年度の予算でやると。そして、多分、石破政権の途中で2万円を出すような話をしていた、それがうやむやになって政権が変わった。また、高市政権に変わったときに、この話が出てきた。それに乗っかってやりたいというような話に取れたのです。

今、政府でまた新しい予算をつけて、配ろうとしていますよね。私もこれに乗っかってきたと思っているのですよ。でも、逆に、この1年間、約半年でも、石破政権でできなかつたことが、そこまで我慢できるのであれば、次の高市政権のときに出でくるお金にこれを継ぎ足してやってもいいと、私は思っているのですよ。

高橋議員が言ったように、12月に出すのであれば、まだ分かりますよ。一番支出が多いのは12月ですよ。それを外して1月だなんて、何を考えているのだと私は言いたくなるのですよ。国もいつ出るか分からぬ、多分、1月か2月になると思いますよ。それであれば、一緒に合算して、先ほど藤原議員が言ったように、全戸配布。欲しくても買えない人がたくさんいるのですよ。

隣町では、全戸に1万円の券を出しているのです。全戸にですよ。小さい町で1万円の券を出せるのに、美幌町では出せないのか、そのように思うのです。確かに、隣の町は戸数が少ない。でも、多分、その券を見ると、町内の業者なのですよ。町内業者ですから、飲食業から始まって、普通の

店からきちんと書いてあります。去年から——今年だ。今年からホーマック、何だ、小さいやつがありますけれども、あそこも使えるようになりました。そのぐらい苦労してやっているのですよ、町民のために。なぜ、それが美幌町はできないのかなど。

やはり、経済活性化となれば、町民全員に配って、美幌町の商店街……。先ほど、松浦議員が言ったように、これは事務的な問題で多分、商工会議所の力を借りなければならないでしょう。でも、美幌町のためと思えるのであれば、飲食業協会だとか、連合商店会、いろいろとお話をし、そして相談しながらやっていくのが、私は筋だと思っているのですよ。

毎年、毎回出るたびに、みんな同じようなことを言っているのです。買える人は買えるけれども、買えない人が3分の2以上いるのだと。その辺を考えて、政策を考えなさいということなのですよ。なぜ、特定の人にだけ、このような事業をやるのだ。

私は、やはり町民全般、そして町の商業の活性化ができるような工夫をしていただきたい。それは今、できないですか。いま一度、お聞きします。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（矢萩 浩） まずもって、大原議員からお尋ねのありました、今、前政権のときの交付金、これが約1,100万円ございます。

先ほど、私からお話し申し上げました新内閣の総合経済対策についても、おおよそこのぐらいではないかと内部では想定しておりますけれども、額の確定だとか、しっかりした、はつきりした使い道等はまだ示されていないという状況でございます。

一方では、前政権のときの1,100万円は、年度末の3月までに支消しなくてはいけないという、やむにやまれぬ事情もあつた中で、今回そのようなプレミアム商品券という判断をさせていただいたところでございます。

もちろん、一番物入りの時期というのは年末年始だということは、重々承知しております。それについても、なかなか今のスケジュールからいうと難しい面もありますけれども、可能な限り、どのぐらい前倒しできるのかということを内部でも、また関係団体とも協議していきたいと思っております。

また、繰り返しになりますけれども、総合経済対策のときには、各議員から御指摘いただきましたことも踏まえて、あと、使い道——国から示される使い道に沿った形で、どのような効果があるかということを考えていきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第83号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は13時15分とします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時15分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第35 議案第84号

○議長（戸澤義典） 日程第35 議案第84号令和7年度美幌町国民健康保険会計特別会計補正予算（第1号）についてを議

題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の71ページになります。

議案第84号令和7年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

令和7年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,160万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。歳出から御説明いたしますので、議案書80、81ページを御覧願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費につきましては、会計年度任用職員1名分の給与改定に伴う報酬等の増額と正職員9名分の給料職員手当、共済費等について、給与改定に伴う増額及び人事異動に伴う職員の会計間異動などを精査した結果、41万7,000円を減額するものでございます。

4款保健事業費、1項、1目保健衛生普及費26万4,000円の増額につきましては、会計年度任用職員2名分の報酬等について、給与改定に伴い増額となるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、78、79ページにお戻り願います。

2、歳入。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金41万7,000円の減額につきましては、歳出で一般管理費に計上の会計年度任用職員の報酬等及び職員給与費等の人事費に係る一般会計からの繰入れを減額するものでございます。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金26万4,000円の増額につきましては、歳出で保健事業費に計上の会計年度任用職員報酬等に係る繰入れを増額するものでございます。

以上、議案第84号について御説明申し上げました。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第84号令和7年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第36 議案第85号

○議長（戸澤義典） 日程第36 議案第85号令和7年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の83ページになります。議案第85号令和7年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

令和7年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億

9,204万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。歳出から御説明いたしますので、議案書92、93ページを御覧願います。

### 3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費につきましては、正職員1名分の給料、職員手当、共済費等について、給与改定に伴う増額と人事異動に伴う職員の会計間異動などを精査した結果、43万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、90、91ページにお戻り願います。

### 2、歳入。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金43万8,000円の増額につきましては、歳出で御説明いたしました人件費に係る繰入れを増額するものでございます。

以上、議案第85号について御説明申し上げました。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第85号令和7年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第37 議案第86号

○議長（戸澤義典） 日程第37 議案第86号令和7年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題としま

す。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（吉田善一） 議案の95ページをお開き願います。

議案第86号令和7年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

令和7年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,249万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、104、105ページをお開き願います。

### 3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1、介護保険事務費216万円の増につきましては、正職員4名分の給与改定等に伴う給料及び手当等の増額によるものでございます。

その下、3項介護認定審査会費、2目認定調査費、1、介護認定調査事務費19万2,000円の減につきましては、会計年度任用職員1名分の給料、手当等の改定及び会計年度任用職員1名の退職と採用に伴い、人件費を精査した結果によるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、102、103ページにお戻り願います。

### 2、歳入。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金につきましては、今回の人事費の補正に伴い、196万8,000円を増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお

願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第86号令和7年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第38 議案第87号

○議長（戸澤義典） 日程第38 議案第87号令和7年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の107ページをお開き願います。

議案第87号令和7年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和7年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び人事異動による人件費の補正を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条及び資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第7条に定めた経費は、記

載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、110、111ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、2項、3目雑収益22万2,000円の増につきましては、給与改定に伴う下水道排水施設業務負担金の増額であります。

次に、112、113ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、2目配水及び給水費、記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う給料、手当等及び法定福利費の増額であります。

3目業務費、記載の金額は、職員4名分の給与改定及び人事異動に伴う給料、手当等及び法定福利費の増額並びに会計年度任用職員報酬の増額であります。

4目総係費、記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う給料、手当等、法定福利費及び負担金の増額であります。

次に、114、115ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費、記載の金額は、職員2名分の給与改定に伴う給料、手当等及び法定福利費の増額であります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第87号令和7年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第39 議案第88号

○議長（戸澤義典） 日程第39 議案第88号令和7年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の123ページをお開き願います。

議案第88号令和7年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和7年度美幌町の公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定による人件費の補正を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条及び資本的収入及び支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第7条に定めた経費は、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第8条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、126、127ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的

収入であります。

1款、1項、2目負担金26万6,000円の増につきましては、人事異動に伴う個別排水処理事業会計負担金の増額であります。

2項、1目他会計補助金63万8,000円の増につきましては、人件費の増に伴う一般会計補助金の増額であります。

次に、128、129ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、4目総係費、記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う給料、手当等、法定福利費及び負担金の増額であります。

次に、130、131ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、2項、2目他会計補助金47万3,000円の増につきましては、人件費の増に伴う一般会計補助金の増額であります。

次に、132、133ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目公共下水道建設事業費、記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う給料、手当及び法定福利費の増額であります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第88号令和7年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第40 議案第89号

○議長（戸澤義典） 日程第40 議案第89号令和7年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の141ページをお開き願います。

議案第89号令和7年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和7年度美幌町の個別排水処理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定による他会計補助金及び負担金の補正を行おうとするものであります。

収益的収入及び支出の補正、第2条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

他会計からの補助金の補正。

第3条、予算第7条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、142、143ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、2項、1目他会計補助金28万8,000円の増につきましては、人件費の増に伴う一般会計補助金の増額であります。

次に、144、145ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、3目総係費28万8,000円の増につきましては、給与改定に伴う公共下水道事業会計及び水道事業会計負担金の増額であります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第89号令和7年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第41 議案第90号

○議長（戸澤義典） 日程第41 議案第90号令和7年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（遠藤 明） 議案書153ページになります。

議案第90号令和7年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

総則。

第1条、令和7年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与改定のほか、本年4月の人事異動並びに年度途中の就職、あるいは退職に伴う執行見込みによる人件費の補正となります。

第2条の収益的支出の補正につきましては、後ほど154ページ以降で御説明を申し上げます。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の人件費の補正に伴い職員給与費の総額を655万7,000円増額し、12億7,338万6,000円にしようとするものであります。

次に、154、155ページをお開き願います。

収益的支出の補正でございます。

1款、1項、1目給与費の補正であります。給料から法定福利費まで職員及び会計年度任用職員に係るものであり、人事院勧告に基づく給与改定のほか、人事異動による会計間異動の整理、また、医師や看護師など年度途中の就職、あるいは退職などが主な理由であり、それぞれ補正を行うものであります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第90号令和7年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣言

○議長（戸澤義典） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和7年第7回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後1時36分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員